

子ども虐待防止対応マニュアル **改訂版**

～すこやかに育つために～

**浜田市要保護児童対策地域協議会**

(浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課)



# 目次

第1章	子どもの虐待とは	1
Ⅰ	子ども虐待の定義	1
Ⅱ	虐待の発生要因	3
Ⅲ	虐待が子どもに及ぼす影響	3
Ⅳ	子どもの虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）	5
第2章	子ども虐待の早期発見と援助	6
Ⅰ	子どもの虐待を発見したとき	6
Ⅱ	虐待の相談・通告とその対応	6
第3章	要保護児童対策地域協議会	19
Ⅰ	要保護児童対策地域協議会の意義	19
Ⅱ	要保護児童対策地域協議会の概要	19
Ⅲ	要保護児童対策地域協議会の運営	20
Ⅳ	関係機関との連携	21
第4章	関係機関の協力と役割	24
Ⅰ	関係機関との連携	24
Ⅱ	関係機関における機能と役割	24
第5章	子どもの虐待の防止に向けての地域の役割	30
<b>参考資料</b>		
	・ 浜田市の子ども家庭支援体制	33
	・ 支援を要する妊婦・乳幼児等の把握・支援のフロー図	34
	・ 児童虐待の防止等に関する法律抜粋	37
	・ 児童福祉法抜粋	43
	・ 浜田市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱、管理表シート	53
	・ 虐待が疑われる子どもを発見したら	59

# 第1章 子どもの虐待とは

子どもの虐待とは、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代に引き継がれていくおそれのあるものとされ、児童虐待の防止等に関する施策を促進することが児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）の第1条において明記されています。

## I 子ども虐待の定義

児童虐待防止法第2条では、児童虐待を保護者（親権を行う者、未成年後見人その他児童を現に監護する者）による児童（18歳未満の子ども）に対する行為で、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）、心理的虐待と定義しています。

子どもの虐待は、心や身体を傷つけたり健全な成長や発達を損なう行為で、生命に危険のある暴力行為などに限らず、子どもに対する不適切な関わりなども含まれます。そのため、子どもが不利益を受けていないか、子どもや保護者の状況及び生活環境等から総合的に判断していくことが重要となります。

そして、その不適切な関わりが虐待なのかどうかについて、保護者の「しつけ」の意図とは関係なく、子どもの視点に立ち、子どもは安全かどうか、その行為が子どもの成長や発達にとって有害かどうかにおいて判断し、子どもにとって必要な支援は何かを見極めていくことが大切です。

### 1 虐待の分類と子どもに見られる兆候

分類	虐待の内容	兆候
身体的虐待	首をしめる、殴る、叩く、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、一室に拘束する、意図的に病気にさせるなど	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 低身長や低体重等の発育不良</li><li>・ 十分説明のつかない骨折・あざ・火傷・顔面の傷</li><li>・ 新旧混在する傷跡</li><li>・ 統制できない行動（怒りやパニック等）</li></ul>

性的虐待	<p>子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急に性器への関心が高まる</li> <li>・ 他の子どもの性器に触ろうとする</li> <li>・ 性的な話題が増える</li> <li>・ 年齢に不釣り合いな性的知識がある</li> <li>・ 性的非行がある</li> <li>・ 無断での外泊がある</li> </ul>
ネグレクト	<p>養育保護義務の拒否・怠慢 子どもの健康・安全確保等を怠っている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの意思に反して登校させない</li> <li>・ 重大な病気になっても病院に連れて行かない</li> <li>・ 食事を与えない、ひどく不潔にする</li> <li>・ 乳幼児を家に残したまま度々外出する</li> <li>・ 乳幼児を車の中に放置する など</li> </ul> <p>子どもを遺棄する、同居人が虐待するのを放置するなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無気力</li> <li>・ 低身長や低体重等の発育不良</li> <li>・ ガツガツ食べる、隠れて食べる</li> <li>・ 身体や服がいつも汚い</li> <li>・ 気候に合わない服装</li> <li>・ ひどい悪臭、汚いぼさぼさ髪</li> <li>・ 必要な医療を受けていない</li> <li>・ うつ状態で受動的</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉による脅し</li> <li>・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す</li> <li>・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う</li> <li>・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動</li> <li>・ 他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする</li> <li>・ 子どもの前で配偶者に対し暴力を振るう (DV) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自尊感情の欠如</li> <li>・ いつも極端に承認を求める</li> <li>・ 敵意、口汚くののしる</li> <li>・ 挑発的</li> </ul>

## 2 虐待を受けた子どもに見られる状況

子どもへの虐待は重複して発生することが多くあります。そのため、虐待を受けた子どもたちに見られる状況も様々ですが、主に、次のような状況が多く見られます。

- ◇ 挑発的・攻撃的な言動が多い
- ◇ 人にへばりつくようにしてくる
- ◇ 人を寄せ付けない
- ◇ 怯えている
- ◇ 緊張感が極めて高い
- ◇ 感情表現が乏しい
- ◇ 親や周囲の人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する

- ◇ 服を脱ぐことを極端に嫌がる
- ◇ 自傷行為が見られる
- ◇ 過食や拒食
- ◇ 徘徊・家出・不登校・万引き・虚言
- ◇ 薬物使用
- ◇ 援助交際等の不良行為
- ◇ 非行・問題行動と見られる行動

## II 虐待の発生要因

子どもの虐待は、以前から社会には存在してきましたが、児童虐待防止法の施行等により社会問題として捉えられ、虐待相談の件数が増加してきました。これは、報道等により子どもの虐待の事件が取り上げられるなどの影響もあって、社会が虐待に敏感になるとともに子どもの人権についての意識が高まったことによります。

しかし、複雑に絡む社会背景により、子どもや家庭を取り巻く社会環境が変化して虐待を引き起こしていることが多く、その内容も多様化・深刻化して対応が困難となってきた現状があります。

### 1 社会や家庭環境の要因

地域の中で近所付き合いがない、身近で交流できる相手や子育ての悩みを相談できる相手がいないなど地域で孤立している状況は、育児上の混乱を解決できない状況にあります。

そして、夫婦関係が不安定で、子どもを連れての再婚家庭、ひとり親家庭や内縁関係の同居人が居るなども家庭環境的なストレスが多く、虐待を引き起こす可能性を高める要因となっています。

### 2 保護者の持つ要因

失業などによる経済的問題、身体的・精神的疾病による問題、アルコールや薬物等の問題に加えて、養育する親が心理的に親になりきれしていない、望まない妊娠による出産や育児不安、親自身が虐待を受けて育った場合等も虐待を起こしやすくなります。

### 3 子どもの持つ要因

多胎児や未熟児、慢性疾患や障がいを持っている子ども、発達の遅れや情緒行動の問題等による育てにくさのある子どもは、親が気持ちの余裕がなくなり育児ストレスから虐待を引き起こすことが多くなります。

## III 虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を受けた子どもの心や身体には計り知れない傷が残ります。

最も身近な存在である保護者との間の基本的な信頼関係を築くことができないことにより、人格形成にも大きな影響を及ぼすこととなり、次世代にもその影響が及ぶことが指摘されています。

## 1 身体的影響

身体的虐待の結果、外傷を受けるだけでなく、死亡したり、様々な後遺症としての障がいが生じることがあります。また、ネグレクトや心理的虐待は発育発達を阻害し、成長の遅れを引き起こすことがあります。

## 2 知的・認知的発達への影響

子どもは安定した人間関係の中で言葉や知識等を獲得していきませんが、虐待により学習の機会が妨げられ、学習意欲が低下することで、本来持っている能力を発達させる機会が失われがちとなります。

また、身体的虐待の後遺症による知的障がいや、ネグレクトなどによる知的発達の低下は、認知機能（知覚・記憶・思考・判断）等へも影響を及ぼします。

## 3 情緒・心理面への影響

保護者から愛情を得ることがなく虐待を受けて育った子どもは、日々の生活の中で虐待を受けないように保護者の顔色を見て生活します。その結果、自己の感情表現や感情のコントロールができないことから、衝動性が強く攻撃的になることも多くトラブルを起こしやすくなります。

さらに、子ども自身の存在を否定するような言葉の暴力を受けることや身体的な暴力を受けることで、自分が悪いと捉えるようになり、自己評価を下げることに繋がります。

## 4 行動への影響

虐待という体験は、子どもの情緒・心理面に大きな影響を与え、それが成長過程における身辺自立の遅れ、強い怯え、自傷行為、食行動の異常、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）などのトラウマによる反応（うつ状態、無気力、無反応、落ち着きのなさなど）などとして現れます。

また、これらが非行という形で問題行動の発展に大きく影響することがあります。

## 5 対人関係への影響

子どもは、一番最初に結ぶはずの保護者との信頼関係ができなかったことにより、社会における集団や組織においても、対人関係を避けたり関与を拒んだりする、他人を信用することができない、適切な距離を持ち信頼関係を築くことができない、攻撃されないように相手の気持ちを先取りした行動をするというような傾向を示します。

## IV 子どもの虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は外部からの発見が難しく、長期化すれば深刻な事態を招きます。DVでは、固定的な性別役割分担や性別主従関係が働き、様々な暴力が引き起こされています。DVは社会における男女の不平等な構造からくる人権侵害であるとともに、ここに巻き込まれた子どもたちに与える影響の大きさから深刻な社会問題となっています。

直接子どもに対して暴力が振るわれていなくても、目の前で暴力行為が行われていること自体が、心理的虐待であることを認識することが大切です。

### 1 DVとは

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済は不十分であったことから、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、改正を行いながら被害者やその子どもを含む家族への支援と、取り組みが強化されてきています。

DVとは「配偶者からの暴力」であり、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれるとされています（デートDV）。しかし、法律の前文にもあるように、被害者の多くは女性であることから、一般的に「夫や恋人など親密な関係にある、または、そのような関係にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われています。

このことから、本来は「男性から女性への暴力」に限らず「女性から男性への暴力」もDVとして捉えますが、DVの多くが夫（父親）から妻（母親）への暴力であることから、ここでは、母親がDV被害者として子どもへの影響を記載しています。

### 2 DV家庭における子どもへの影響

DVを受けた被害者である母親は、暴力による外傷や体調不良、感情の麻痺などにより、父親からの逃避は不可能と思込み、無気力感や絶望感を持っています。

また、被害を受けている母親だけではなく子どもにも暴力が及ぶこと、子どもを守る意識が母親に低下していることが多いこと、母親自体が自分を守るためやストレス等の不満を子どもにぶつけて加害者になってしまうことなども指摘されています。

このような家庭の中で暴力を目撃しながら育った子どもは、様々な身体症状（緊張感、不安感、うつ症状、夜泣きなど）を訴えたり、情緒不安定となり不登校や家出等の問題行動を起こしたりします。児童虐待防止法でも、子どもの面前でのDV行為を心理的虐待として対応しています。

そして、子どもの頃からDVという力により相手を支配しコントロールするということを学習することで、感情表現や問題解決の手段として暴力を使うことなど、子どもの生活や発達に大きな影響を及ぼしています。



## 第2章 子ども虐待の早期発見と援助

### I 子どもの虐待を発見したとき

児童虐待防止法第5条では、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体や職員等は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。

子どもの虐待を見つけたとき、または子どもの虐待を疑ったときには、まずは子どもの安全を確保する視点から対応しなければなりません。保護者がしつげのためと説明しても、実際に子どもの身体や心が傷つくような行為であれば虐待を疑う必要があり、子どもの虐待は特別な家庭に起こるものという思い込みを持っていると、早い段階での発見が遅れてしまいます。

また、もし虐待でなかったらどうしようか？大事になってしまっって今までの関係が気まぐずなくなっってしまったらどうしようか？自分が連絡しなくてもきっと誰かがしてくれるはずだからと躊躇していると、子どもを危険から守ることが出来なくなり、その子どもと家族に必要な支援を行う機会を逃してしまいます。

そして、虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることが少なく発見されにくいことが多いものです。子どもが何らかのSOSを発信したときに、関係者が見過ぎさないようにすることで子どもを虐待から救うことが可能となります。

虐待かなと感じたら、浜田児童相談所または市子ども・子育て支援課に通告し、子どもの安全を優先させることが大切です。

### II 虐待の相談・通告とその対応

児童虐待防止法第6条で、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと規定されています。

これは、虐待を発見した人が子どもの安全が守れないと感じた場合に通告をするもので、虐待かどうかの判断は通告を受けた機関が判断を行い、発見者に求めているものではありません。

通告するという事は、具体的に相談を行うことが可能となるということになり、そのことが子どもを危険から守り、虐待している保護者への支援を早期に行うことができることにつながります。そのため、子どもの相談にのってもらふこと、気になる子どもについて連絡することを通告ととらえ行動することが必要となります。

#### 1 虐待通告の受理と受付

通告者は、子どもの状況を心配し、一大決心の上で連絡をしてこられます。そのため、話の内容や訴えたいことが十分に伝えられないことがあるので、聞き手は、通告者の気持

ちや思いを受け止めながら、必要な事項を漏らさないよう確認していくことが求められます（虐待相談・通告受付票8ページ様式参照）。そして、より詳しい正確な情報を得るためには、通告者の了解が得られれば直接会って話を聞くことが望まれますが、通告をしたということが相手にわかるのではという不安を持って連絡をしていくことが多いため、通告者の状況を的確に判断しながら情報収集を行うことが望まれます。通告者が保育所や学校など関係機関の場合であれば要保護児童（虐待）通告・相談票（9、10ページ様式参照）を送付してもらうことが必要となります。

また、休日や夜間などの体制について、連絡が途絶えることがないように整備しておくことが大切です。

## 2 調査と緊急受理会議

通告を受けたら、聞き取った内容及び子どもの所属する機関等からの情報や関係機関で把握できる情報を持ち寄り、緊急受理会議を開催します。

また、優先されるのは、子どもの安全確認です。そのため、通告者からの聞き取りの中で、明らかに緊急を要すると判断され一時保護などの安全確保が必要と想定される場合には、市と児童相談所が連携をして子どもの安全確保のため送致や援助を求めることとなります。

この会議の中では、通告内容や各関係者から具体的に提供される情報の内容について確認し、不足している情報の調査内容および方法等について検討します。そして、今後の対応について市による支援とするのか、各関係機関の連携による支援としていくのか判断し対応方針などを明確にしていきます。（緊急受理会議(市への通告の場合)11ページ参照）

虐待相談・通告受付票

聴取者 ( )

受理年月日	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
通告・相談者		
連絡意図	<input type="checkbox"/> 子どもの保護 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 相談	
子ども	ふりがな 氏名	
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳 男・女
	住所	
	就学状況	( ) 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ( ) 出席状況：良好・欠席がち・不登校状態
保護者	ふりがな 氏名	
	職業	
	続柄・年齢	続柄 ( ) 年齢 ( 歳)    続柄 ( ) 年齢 ( 歳)
	住所	電話
	連絡先	
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰から</li> <li>・いつから</li> <li>・頻度は</li> <li>・どんなふうに</li> </ul>	
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的	
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の居場所：</li> <li>・保育所等通園の状況：</li> </ul>	
家庭の状況 ※わかれば記入 してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族内の協力者</li> <li>・家族以外の協力者</li> <li>・きょうだいの有無 有・無</li> <li>・同居家族</li> <li>・DV被害者等</li> </ul>	
情報源と 保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した</li> <li>・通告者は 関係者 ( ) から聞いた</li> <li>・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)</li> </ul>	
通告者	氏名	
	住所	
	関係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察
	通告意図	子どもの保護・調査・相談
	調査協力	調査協力 ( 諾・否 ) 市からの連絡 ( 諾・否 )
通告者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関で実態把握する</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>	
備考		

要保護児童（虐待）通告・相談票

（表）

（中央・出雲・浜田・益田）児童相談所長様  
市・町・村 児童相談担当課長様

所属所名称  
代表者職氏名



通告・相談年月日		年 月 日 ( )	
連絡意図		<input type="checkbox"/> 子どもの保護	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 相談
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	平成・令和 年 月 日生 歳 月 男・女	
	住所		
	就学状況	( ) 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ( ) 出席状況：良好・欠席がち・不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職業		
	続柄・年齢	続柄 ( ) 年齢 ( 歳)	続柄 ( ) 年齢 ( 歳)
	住所	電話	
連絡先			
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰から</li> <li>・いつから</li> <li>・程度、頻度は</li> <li>・どんなふうに</li> </ul>		
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的 ※わかれば□にレしてください		
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の居場所</li> </ul>		
家庭の状況 ※わかれば記入してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族内外の相談・支援者（関係： 氏名： )</li> <li>・きょうだいの有無 有 ・ 無</li> <li>・同居家族</li> </ul>		
情報源と保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任等は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した</li> <li>・担任等は 児童・関係者 ( ) から聞いた</li> <li>・保護者は この通告を ( 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない )</li> </ul>		
担当者	氏名	職名等	電話
	氏名	職名等	電話
	氏名	職名等	電話
	開示	保護者に通告元を開示すること ( 可 ・ 否 )	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各欄に書けない場合は裏面を適宜修正し、記入してください。</li> <li>・各欄に全て記入する必要はありません。</li> <li>・個人情報保護に配慮し、情報管理は厳重に行ってください。</li> </ul>		

家庭状況等（把握している範囲で記入してください）					
氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・学校等	参考事項
子どもの状況等					
他の関係機関の状況					

# 緊急受理会議（市への通告の場合）

市への直接の相談 又は市の業務による把握
<b>住民</b>
家族親戚 児童本人 知人隣人
<b>関係機関等</b>
小中学校等 幼稚園・保育所・こども園
医療機関 民生児童委員協議会
<b>相談機関等</b>
児童相談所 保健所 青少年サポートはまだ 子育て世代包括支援センター
<b>市の事業等</b>
乳幼児健診 赤ちゃん訪問 子育て応援隊 子育て支援事業 就学相談、教育相談



**健康福祉部子ども・子育て支援課**

**受け付け・調査**

- 相談内容の把握（相談者面接）
- 実態調査・情報収集



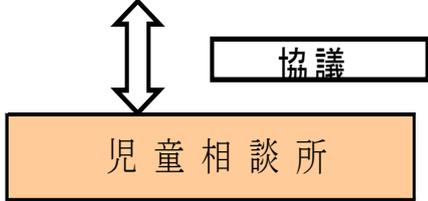
**緊急受理会議**

**緊急性の判断・要保護性の判断**

庁内会議

- ・重大な結果が生じているか、又は可能性が高いか
- ・身体的な暴力の頻度が高いか
- ・訴えの内容が切迫しているか
- ・生命の危険があり一時保護が必要か
- ・心理判定やカウンセリングが必要か

○支援計画方針検討・決定



【参考】通告に対する初期対応  
フローチャート（資料）

**市における支援**

- 助言・各種制度の説明及び活用
- 継続的な面接、見守り支援
- 関係機関等による対応

**関係機関連携による支援**

- 他機関紹介
- 児童相談所への支援要請（通知書の送付）
- ・地域協議会での対応  
～ケース検討会議での協議による連携～

# 一時保護アセスメントシート

作成年月日

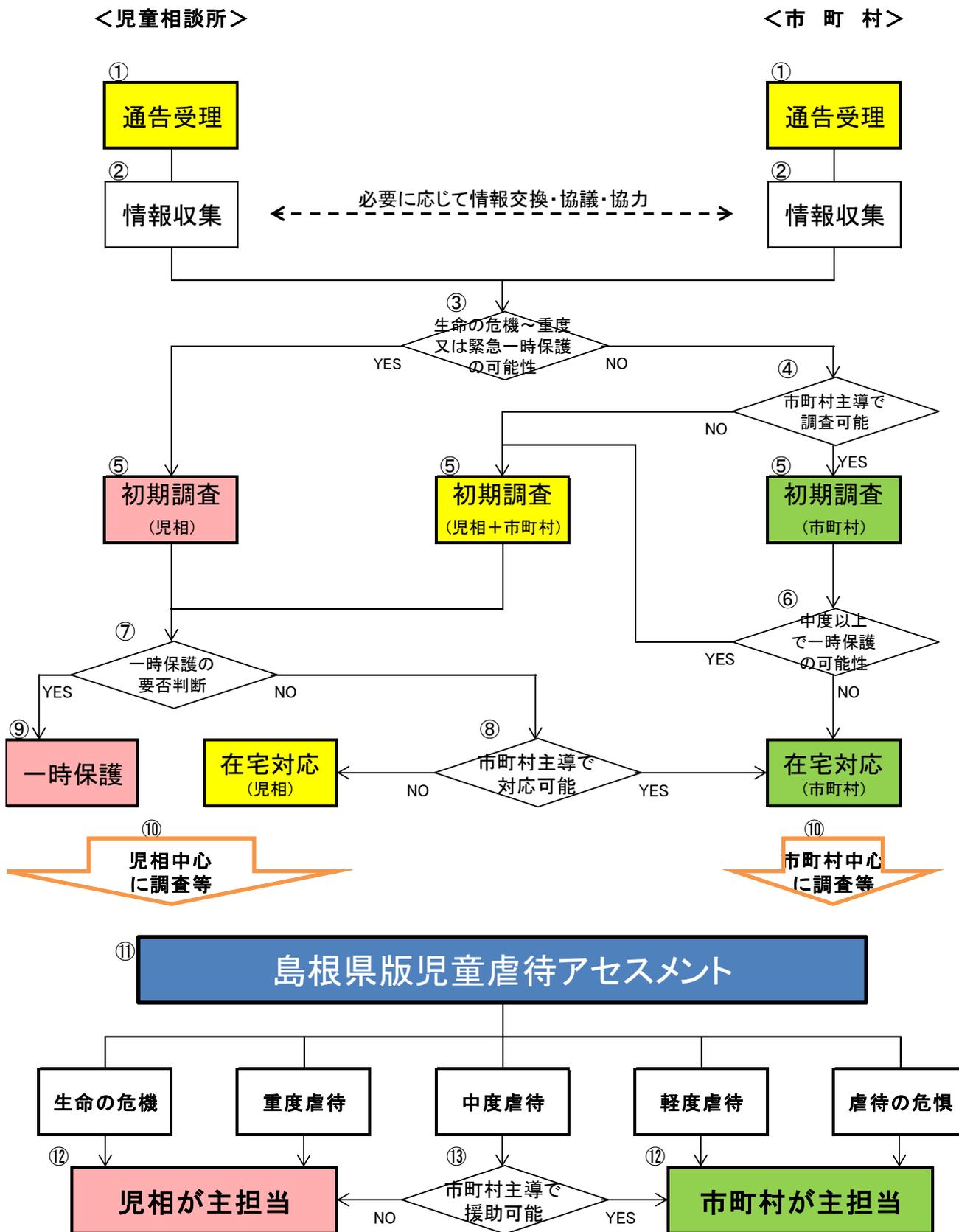
児童名

作成者職氏名

<p>①当事者が保護を求めている</p>	<p><input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が子どもの保護を求めている</p>	<p>緊急度判定</p>	<input type="text"/>	
<p>YES</p>				
<p>NO</p>	<p>②当事者の訴える状況がさし迫っている</p>	<p><input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をしてくるか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど</p>	<p>YES</p>	<p>緊急度A</p>
<p>NO</p>				
<p>NO</p>	<p>③すでに重大な結果がある</p>	<p><input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と場所: <input type="text"/>) 例: 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など <input type="checkbox"/> ネグレクト 例: 栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、( <input type="text"/> )</p>	<p>YES</p>	<p>緊急一時保護を検討</p>
<p>YES</p>				
<p>NO</p>	<p>④重大な結果の可能性が高い</p>	<p><input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例: 頭部打撲、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、おぼれさせる ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待 ( <input type="text"/> )</p>	<p>YES</p>	<p>緊急度B</p>
<p>YES</p>				
<p>NO</p>	<p>⑤繰り返す可能性</p>	<p><input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴 ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 過去の介入 例: 複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱</p>	<p>YES</p>	<p>発生前の一時保護を検討</p>
<p>NO</p>				
<p>NO</p>	<p>⑥子どもに明確な影響</p>	<p><input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例: 無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例: 発育・発達遅れの遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛 ( <input type="text"/> )</p>	<p>YES</p>	<p>緊急度C</p>
<p>YES</p>				
<p>NO</p>	<p>⑦保護者のリスク</p>	<p><input type="checkbox"/> 子どもへの拒否感情、態度 例: 拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例: 鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 性格的問題 例: 衝動的、攻撃的、未熟性、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例: 現在常用している、過去に経験がある、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 児童相談所からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない</p>	<p>YES</p>	<p>集中的な援助 場合によっては一時保護を検討</p>
<p>YES</p>				
<p>NO</p>	<p>⑧可能性のある家庭環境</p>	<p><input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例: 発達や発育の遅れ、未熟児、障がい、慢性疾患、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例: 攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例: 被虐待歴、愛されなかった思い、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例: 意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> 家族状況 例: 保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親家庭等、( <input type="text"/> )</p>	<p>YES</p>	<p>緊急度D  継続的・総合的な援助 場合によっては一時保護を検討</p>
<p>YES</p>				

# 通告に対する初期対応フローチャート

～当面の対応についての児童相談所と市町村の役割分担と流れ～



## ◎通告に対する初期対応と主担当決定の流れ

- ① 通告受理した機関が一義的にケースの情報収集を行う
- ② 情報収集は必要に応じて相互に情報交換・協議・協力を行う
- ③ 収集した情報により虐待の重症度が「生命の危機あり」または「重度虐待」にあたると思われるケースまたは緊急一時保護の可能性があるとと思われるケースについては初期調査・対応は児童相談所が行う  
\* 法第25条の7第1項第4号による「通知」【一時保護アセスメントによる緊急度Aを想定】
- ④ 市町村による調査が困難な場合は児童相談所に援助を要請  
\* 法第25条の7第1項第4号による「通知」または第10条第2項及び第12条第2項による「技術的援助」【「中度虐待」が疑われるケースの一部を想定】
- ⑤ 初期調査に併せて子どもの安全確認を行う(48時間以内)
- ⑥ 市町村による初期調査の結果「中度虐待」以上が疑われ、一時保護の必要性も考えられるケースについては、必要に応じて児相が一時保護の要否調査を行う  
\* 法第25条の7第1項第4号による「通知」【緊急度AまたはBを想定】
- ⑦ 調査結果を受けて児童相談所が一時保護の要否判断を行う
- ⑧ 一時保護を要しないケースについては、市町村と児童相談所とで在宅対応に係る当面の担当機関を協議
- ⑨ 児相で一時保護
- ⑩ 当面担当する機関を中心にケース対応及びアセスメントのための調査等を実施
- ⑪ 一定の調査を行った段階で「島根県版児童虐待アセスメント」を実施し、重症度を判断
- ⑫ 「生命の危機あり」「重度虐待」については児相が、「軽度虐待」「虐待の危惧あり」は市町村が主担当として援助を行う
- ⑬ 「中度虐待」については、市町村と児童相談所で援助の主担当となる機関を協議
- ⑩で児相中心に調査等を行っていたケースで主担当を市町村にする場合は市町村に「送致」  
\* 法第26条第1項第3号
- ⑩で市町村中心に調査等を行っていたケースで主担当を児相にする場合は児相に「送致」  
\* 法第25条の7第1項第1号

\* 上記はあくまでも目安であり、主担当の決定にあたっては、「児童虐待への支援・介入のためのアセスメントシート整理票」や「アセスメントから援助へのフォーマット」により、市町村における社会資源や家族の意向、ストレングスなども考慮しながら、総合的に決定する

## ◎重症度(子どもの安全が脅かされている程度)

重症度	身体的虐待の例	ネグレクト・養育問題の例
<b>■生命の危機あり</b> 子どもの生命に危険がある	頭部・腹部外傷の恐れ、乳児を投げる、踏みつける、窒息の危険、その他生命に関わる危害行為	重症なのに受診させない、明らかな衰弱、脱水、親子心中を考える、子どもの殺害企図
<b>■重度虐待</b> 健康・成長・発達に重大な影響が考えられる	医療を必要とする外傷(骨折、裂傷、火傷、歯牙破損、眼の外傷)、腹を蹴る、被害児が乳児	乳幼児の夜間放置、乳児の昼間放置、長期外出禁止(閉じ込め)、食事が満足にできない、明らかな性行為・わいせつ行為、心身発達の遅滞が顕著
<b>■中度虐待</b> 長期的には人格形成に問題を残すことが危惧される	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷)、顔面のあざ、蹴る	生活環境不良で改善なし、放置、厳しすぎる叱責・脅し、保護者の自殺企図・自傷、たびたびのDV、心身発達への影響の懸念
<b>■軽度虐待</b> 一定の制御あり、一時的で親子関係に重篤な病理なし	傷が残らない程度の暴力、単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト、軽いDV、過度あるいは偏ったしつけ、無視、きょうだい間で差別
<b>■虐待の危惧あり</b> 危惧する訴えがある	現時点ではないが発生する可能性が高い	「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの訴え

### 3 連携による援助

緊急受理会議後に、今後の支援方針を確認するための支援会議を開催しますが、ここでは調査に基づくアセスメント結果（島根県版児童虐待アセスメント 16、17 ページ様式参照）の報告や子どもや家庭環境等の追加の情報提供、緊急性の確認、支援を行う関係機関の内容と役割分担、主担当機関の確認等を行います。

そして、各関係機関はこの会議における役割分担に基づいて援助を開始することとなります。特に、子どもが所属する機関である幼稚園、保育所、認定こども園、学校等は、日常的に子どもや家庭に接することから、子どもの心身の状況に注意を払い、状況に変化があればすぐに主担当機関や他の関係機関と連携を図り、虐待の未然防止に努める重要な役割を担うこととなります。

### 4 ケースの進行管理と終結

子どもの虐待に対しては多くの関係機関が関与しながら支援を行っていますが、それぞれの機関の役割分担を調整し確認するために、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども・子育て支援課が中心となって、すべての虐待ケースについて進行状況の確認や調整を行っていくことが重要となります。

そのため、子ども・子育て支援課ではケース進行管理台帳を作成して、関係機関で行う実務者会議の場において定期的に状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行っていくこととなります。

ケースの登録と終結については、関係機関により次の事項の状況が確認されたうえで行われることとなります。（ただしケースの状況によって個別の判断が必要な場合はこの限りではありません。）

#### 《登録》

- 関係機関から通告や相談があったもの
  - ・ 情報収集の結果、虐待があり（または疑われ）、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要とされたもの
  - ・ 親が監護することが不適切と判断される児童で、実務者会議及び個別ケース検討会議での検討を踏まえて、所属機関以外の関わりが必要と判断されたもの
- 要支援児童または特定妊婦のうち、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要と判断されたもの

#### 《終結》

- 約1年間大きな問題もなく安定している子どもで、所属機関の見守り等で対応可能と主担当機関が判断したものについて、実務者会議に報告し、意見を求めた上で終結。
- 施設入所（ケースによって協議）
- 市外転出（ケース移管）
- 18歳の年度末に到達したもの（年度途中で18歳に到達した児童は年度末の状態を確認してから終結とする）

（資料）浜田市要保護児童対策地域協議会ケース管理台帳への登録及び終結の基準（18ページ参照）

# 島根県児童虐待アセスメント パソコン版Ver. 210730

児童名 \_\_\_\_\_  
 年齢・学年 \_\_\_\_\_  
 作成日 \_\_\_\_\_

乳幼児

評 価 値	?	不明、評価困難	記入要領 ○入力は色付き箇所(薄青)のみ ○リスク項目は該当箇所にチェック ○「評価」についてはドロップダウンリストから選択 ○「補足情報等」欄には評価の参考情報等を記入 * 評価欄の二重枠はS4該当項目 * 色付きのリスク項目(黄色)は改善困難な項目 * 乳幼児及びNo.の色付き(橙色)は死亡リスク項目
	要	要調査	
	1・N	当てはまらない	
	2	どちらかといえば当てはまらない	
	3	どちらかといえば当てはまる	
4・Y	当てはまる		
S4	要強制介入、緊急保護		

No.	リスク項目	評価	補足情報等
虐待状況	1 当事者が保護を求めている(Y/N)	<input type="checkbox"/> a.子ども自身 <input type="checkbox"/> b.保護者	
	2 性的虐待を受けている(疑いを含む)	<input type="checkbox"/> a.子の訴え <input type="checkbox"/> b.性化行動 <input type="checkbox"/> c.外傷 <input type="checkbox"/> d.保護者に性的逸脱	
	3 身体的虐待を受けている(疑いを含む)	<input type="checkbox"/> a.頻繁に叩かれる <input type="checkbox"/> b.不自然な怪我 <input type="checkbox"/> c.痣 <input type="checkbox"/> d.頭部や顔面に暴力 <input type="checkbox"/> e.生命が脅かされる程危険な怪我	
	4 衣食の世話がなされていない	<input type="checkbox"/> a.気候に合わない服 <input type="checkbox"/> b.不衛生な衣類 <input type="checkbox"/> c.不十分な食事量 <input type="checkbox"/> d.栄養バランスに問題 <input type="checkbox"/> e.不規則な食事	
	5 医療・衛生・健康面で世話が不適切	<input type="checkbox"/> a.検診未受診 <input type="checkbox"/> b.不潔 <input type="checkbox"/> c.虫歯の放置 <input type="checkbox"/> d.必要な医療受けず <input type="checkbox"/> e.予防接種未接種 <input type="checkbox"/> f.医療行為拒否	
	6 安全管理が不十分	<input type="checkbox"/> a.所在不明に無関心 <input type="checkbox"/> b.視野の外へ放置 <input type="checkbox"/> c.長時間放置 <input type="checkbox"/> d.同居人等の虐待放置	
	7 自由が束縛されていることが疑われる	<input type="checkbox"/> a.姿を見ていない <input type="checkbox"/> b.学校等をよく休む	
	8 心理的虐待を受けている	<input type="checkbox"/> a.脅迫的言動 <input type="checkbox"/> b.心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> c.自尊心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> d.無視又は拒否的 <input type="checkbox"/> e.きょうだいとの差別 <input type="checkbox"/> f.面前でのDV	
家庭状況	9 リスクが心配される家庭の成員構成	<input type="checkbox"/> a.1人の保護者 <input type="checkbox"/> b.再婚又は内縁者同居 <input type="checkbox"/> c.家族・内縁以外の同居 <input type="checkbox"/> d.構成員が複雑	
	10 援助からの孤立	<input type="checkbox"/> a.相談者不在 <input type="checkbox"/> b.機関の援助を拒否 <input type="checkbox"/> c.親族の援助を拒否	
	11 経済的不安がある	<input type="checkbox"/> a.低所得 <input type="checkbox"/> b.借金 <input type="checkbox"/> c.失業中 <input type="checkbox"/> d.浪費 <input type="checkbox"/> e.不安定就労	
	12 夫婦間に問題	<input type="checkbox"/> a.DV <input type="checkbox"/> b.不和 <input type="checkbox"/> c.別居 <input type="checkbox"/> d.パートナーへの不満	
子ども自身の状況	13 住環境が劣悪	<input type="checkbox"/> a.老朽化 <input type="checkbox"/> b.狭隘 <input type="checkbox"/> c.不潔 <input type="checkbox"/> d.電気・ガス・水道が停止	
	14 多胎児である(Y/N)	<input type="checkbox"/> a.双生児 <input type="checkbox"/> b.三つ子以上	
	15 知的・運動発達に遅れや偏り	<input type="checkbox"/> a.乳幼児検診で精検 <input type="checkbox"/> b.発クリ受診 <input type="checkbox"/> c.療育利用 <input type="checkbox"/> d.発達促進保育 <input type="checkbox"/> e.発達障がい <input type="checkbox"/> f.知的障がい	
	16 身体の成長に問題	<input type="checkbox"/> a.低体重 <input type="checkbox"/> b.低身長 <input type="checkbox"/> c.体重増加不良 <input type="checkbox"/> d.身長増加不良	
	17 性格・行動上で気になる面がある	<input type="checkbox"/> a.多動 <input type="checkbox"/> b.不注意 <input type="checkbox"/> c.衝動性 <input type="checkbox"/> d.頑固・強情 <input type="checkbox"/> e.こだわり	
	18 問題行動(反社会的行動)が認められる	<input type="checkbox"/> a.反抗 <input type="checkbox"/> b.挑戦的 <input type="checkbox"/> c.虚言 <input type="checkbox"/> d.暴力 <input type="checkbox"/> e.盗み <input type="checkbox"/> f.夜遊び <input type="checkbox"/> g.家出 <input type="checkbox"/> h.徘徊 <input type="checkbox"/> i.怠学	
	19 ストレス反応またはPTSDと考えられる身体症状	<input type="checkbox"/> a.神経性胃腸 <input type="checkbox"/> b.チック <input type="checkbox"/> c.夜尿・遺尿 <input type="checkbox"/> d.遺糞 <input type="checkbox"/> e.不眠 <input type="checkbox"/> f.食欲不振 <input type="checkbox"/> g.摂食障がい <input type="checkbox"/> h.頭痛 <input type="checkbox"/> i.易疲労感	
	20 ストレス反応またはPTSDと考えられる心理的不安定さ	<input type="checkbox"/> a.不安 <input type="checkbox"/> b.対人不安・回避 <input type="checkbox"/> c.おびえ <input type="checkbox"/> d.暗い表情 <input type="checkbox"/> e.無感動・無表情 <input type="checkbox"/> f.鬱的・元気がない <input type="checkbox"/> g.解離的症状 <input type="checkbox"/> h.勉強に身が入らない <input type="checkbox"/> i.食べ物に対する執着	
	21 保護者に対してネガティブな感情や行動	<input type="checkbox"/> a.拒否 <input type="checkbox"/> b.おびえ <input type="checkbox"/> c.怖れ <input type="checkbox"/> d.不安 <input type="checkbox"/> e.嫌悪 <input type="checkbox"/> f.服従 <input type="checkbox"/> g.なつかない <input type="checkbox"/> h.帰宅したがらない	
	22 虐待されている認識がないような行動	<input type="checkbox"/> a.意識的に態度に出さない <input type="checkbox"/> b.認識がない(自責・解離・抑圧)	
保護者の状況	23 関係機関への自発的な相談歴(Y/N)		
	24 誕生(妊娠・出産)を望んでいなかった		
	25 生育環境上の問題を抱えている	<input type="checkbox"/> a.自身の愛されなかった思い <input type="checkbox"/> b.自身の被虐待歴	
	26 過去に虐待歴を持つ		
	27 若年(10~20台前半)での出産(Y/N)		
	28 知的な遅れを有する(Y/N)		
	29 身体上の病気や障がいが影響(Y/N)		
	30 感情・情緒が不安定である	<input type="checkbox"/> a.育児不安 <input type="checkbox"/> b.高いストレス <input type="checkbox"/> c.依存傾向 <input type="checkbox"/> d.暗い表情 <input type="checkbox"/> e.自尊感情の低下・欠如	
	31 気質・性格上の問題を有する	<input type="checkbox"/> a.短気 <input type="checkbox"/> b.高い攻撃性 <input type="checkbox"/> c.高い衝動性 <input type="checkbox"/> d.怒りのコントロール困難 <input type="checkbox"/> e.未熟 <input type="checkbox"/> f.高い依存性	
	32 精神医学的な問題を有する	<input type="checkbox"/> a.統合失調症 <input type="checkbox"/> b.うつ病 <input type="checkbox"/> c.人格障害	
その他	33 保護者が嗜癖の問題を有する	<input type="checkbox"/> a.アルコール <input type="checkbox"/> b.薬物 <input type="checkbox"/> c.ギャンブル	
	34 虐待行為は行っていない旨を述べる	<input type="checkbox"/> a.しつぱだと主張 <input type="checkbox"/> b.行為の事実そのものを否定	
	35 虐待行為に対し問題を感じていない態度	<input type="checkbox"/> a.体罰を肯定 <input type="checkbox"/> b.特別な(偏った)育児観 <input type="checkbox"/> c.子どもが悪い	
	36 子どもに対してネガティブな養育態度	<input type="checkbox"/> a.支配的 <input type="checkbox"/> b.拒否的 <input type="checkbox"/> c.脅迫的 <input type="checkbox"/> d.嫌悪 <input type="checkbox"/> e.邪険 <input type="checkbox"/> f.無視	
	37 子どもの気持ちを読み取ることができない		
	38 子どもの養育者が一定していない	<input type="checkbox"/> a.施設入所 <input type="checkbox"/> b.親戚宅で生活 <input type="checkbox"/> c.その他で生活	
	39 地域社会のモニターや支援機関が乏しい		
	40 日中の子どもの安全確認が困難(Y/N)	<input type="checkbox"/> a.保育園や幼稚園利用せず <input type="checkbox"/> b.利用しているが欠席が目立つ	
41 児相との関係構築困難			
42 児相への(通告・通報・苦情)が頻繁			

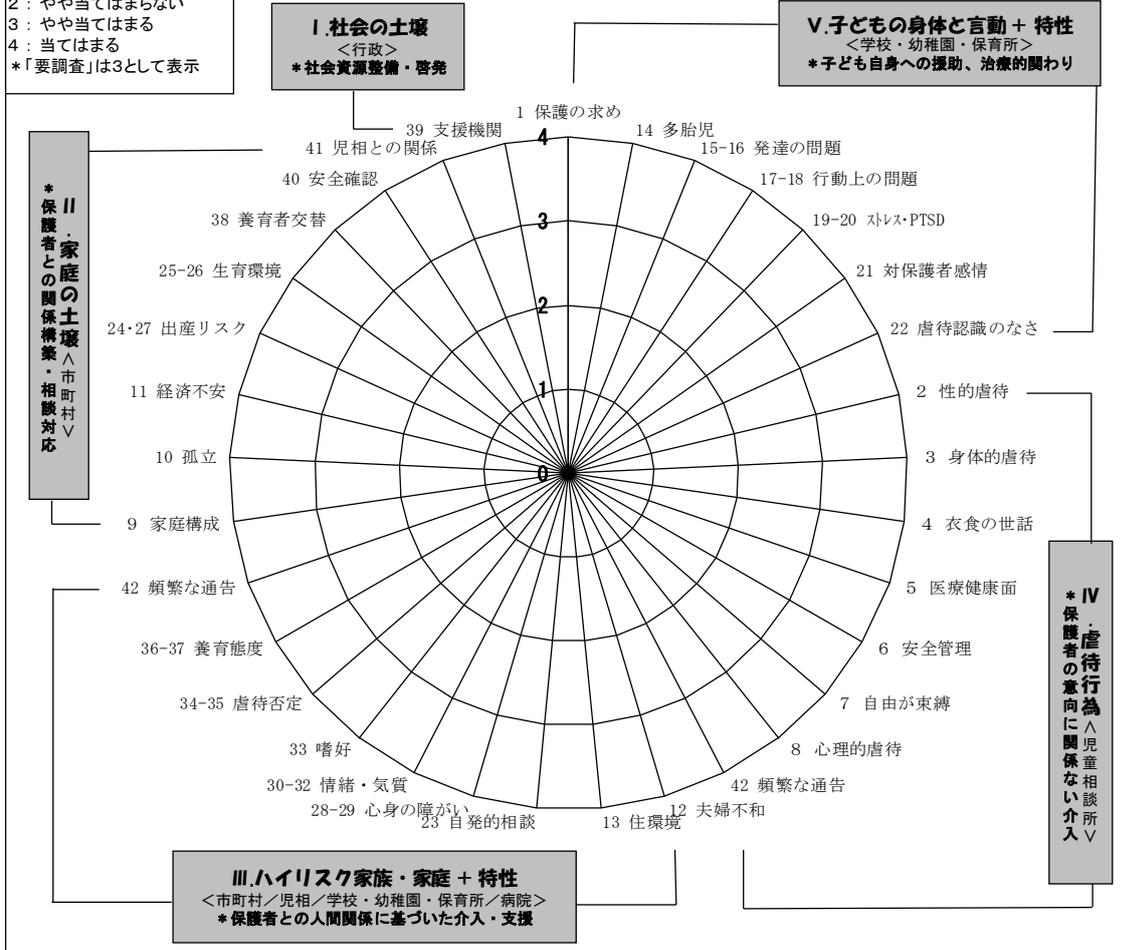
# 【児童虐待アセスメント】

氏名:

年齢・学年:

作成日:

- 1: 当てはまらない(不明)
- 2: やや当てはまらない
- 3: やや当てはまる
- 4: 当てはまる
- \*「要調査」は3として表示



\* 死亡事例リスク(死亡事例等検証報告を基にしたリスク項目チェック数) 0 / 17

## 【虐待認定】

認定年月日 平成 年 月 日

1. 虐待認定	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 否認		
2. 主な虐待種別	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的(DV) <input type="checkbox"/> 心理的(その他) <input type="checkbox"/> ネグレクト		
(従たる虐待種別)	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的(DV) <input type="checkbox"/> 心理的(その他) <input type="checkbox"/> ネグレクト		
3. 主な虐待者	<input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 実父以外の父 <input type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 実母以外の母 <input type="checkbox"/> その他の監護する男性 <input type="checkbox"/> その他の監護する女性		
(従たる虐待者)	<input type="checkbox"/> 実父 <input type="checkbox"/> 実父以外の父 <input type="checkbox"/> 実母 <input type="checkbox"/> 実母以外の母 <input type="checkbox"/> その他の監護する男性 <input type="checkbox"/> その他の監護する女性		
4. 重症度  * 子どもの安全が脅かされている程度	重症度	身体的虐待の例	ネグレクト・養育問題の例
	<input type="checkbox"/> 生命の危機あり 子どもの生命に危険がある	頭部・腹部外傷の恐れ、乳児を投げる、踏みつける、窒息の危険、その他生命に関わる危害行為	重症なのに受診させない、明らかな衰弱、脱水、親子心中を考える、子どもの殺害企図
	<input type="checkbox"/> 重度虐待 健康・成長・発達に重大な影響が考えられる	医療を必要とする外傷(骨折、裂傷、火傷、歯牙破損、眼の外傷)、腹を蹴る、被害児が乳児	乳幼児の夜間放置、乳児の昼間放置、長期外出禁止(閉じ込め)、食事が満足にできない、明らかな性行為・わいせつ行為、心身発達の遅滞が顕著
	<input type="checkbox"/> 中度虐待 長期的には人格形成に問題を残すことが危惧される	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷)、顔面のあざ、蹴る	生活環境不良で改善なし、放置、激しすぎる叱責・脅し、保護者の自殺企図・自傷、たびたびのDV、心身発達への影響の懸念
	<input type="checkbox"/> 軽度虐待 一定の制御あり、一時的で親子関係に重篤な病理なし	傷が残らない程度の暴力、単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト、軽いDV、過度あるいは偏ったしつけ、無視、きょうだい間で差別
<input type="checkbox"/> 虐待の危惧あり 危惧する訴えがある	現時点ではないが発生する可能性が高い	「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの訴え	
5. その他留意事項			

## ◎浜田市要保護児童対策地域協議会ケース管理台帳への登録及び終結の基準

当市の要保護児童対策地域協議会において、ケース管理を行う児童等を登録及び終結する際は、原則として下記基準を参考に実務者会議にて協議することとする。

ただし、ケースの状況によって個別の判断が必要な場合はこの限りではない。

### 【ケースの登録】

#### 「要保護児童」ケース

- 関係機関から通告や相談があったもの
  - ・情報収集の結果、虐待があり（または疑われ）、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要と判断されたもの
  - ・親が監護することが不適切と判断される児童で、実務者会議及び個別ケース検討会議での検討をふまえて、所属機関以外の関わりが必要と判断されたもの
- 要支援児童または特定妊婦のうち、要保護児童対策地域協議会によるネットワークでの支援が継続して必要と判断されたもの

### 【ケースの取扱い終結】

- ・約 1 年間大きな問題もなく安定している子どもで、所属機関の見守り等で対応可能と主担当機関が判断したものについて、実務者会議に報告し、意見を求めた上で終結
- ・施設入所（ケースによって協議）
- ・市外転出（ケース移管）
- ・18 歳の年度末に到達したもの（年度途中で 18 歳に到達した児童は年度末の状態を確認してから終結とする）

<参考>

※児童福祉法における定義

- ・要保護児童～保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童
- ・要支援児童～保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）
- ・特定妊婦 ～出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる児童

#### 「要支援児童」ケース

- ・子どもの養育に関する相談や、福祉サービス提供等の社会的支援を必要とするもの

#### 「特定妊婦」ケース

- ・望まない妊娠、若年での妊娠、精神疾患、支援者の不在、児童相談所が既に関わっている世帯における妊婦など、出産後の養育に心配があると判断されたもの

## 第3章 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報の交換や支援を行うための協議を行う場として、要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を市町村が設置することとされています。

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要となります。

そのため、この地域協議会を活用し、各関係機関は日頃から情報交換や支援内容の協議を行い、連携を深めていくことが大切となります。

### I 要保護児童対策地域協議会の意義

地域協議会において、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、連携を図ることにより次のような利点があります。

- ① 要保護児童等の早期発見ができます。
- ② 要保護児童等に対して、迅速な支援の開始が可能となります。
- ③ 各関係機関で情報の共有化が図られ、役割分担について共通理解を得ることができます。
- ④ 役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って関わることのできる体制作りが可能となり、支援を受ける家族にとってもより良い支援が受けられやすくなります。
- ⑤ それぞれの機関が分担しあって関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができます。

### II 要保護児童対策地域協議会の概要

#### 1 設置主体

原則として、住民に身近な市町村が設置主体となって、関係機関に働きかけます。

#### 2 対象児童

児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれます。

#### 3 構成員

関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者とされています。多様な視点からの検討や支援の提供、多くの関係機関における認識の共有を図るため、多岐にわたる関係機関や関係者を構成員とすることが望まれます。

そこで、浜田市では次の 19 機関により構成しています。

島根県女性相談センター西部分室	浜田児童相談所
浜田市医師会	浜田医療センター
浜田江津歯科医師会	浜田保健所
浜田市保育連盟	浜田警察署
浜田教育センター	松江地方法務局浜田支局
障がい者団体（いわみ福祉会）	浜田市社会福祉協議会
浜田市民生児童委員協議会	法テラス浜田法律事務所
浜田地区里親会	浜田市校長会
浜田市教育委員会	浜田市公立幼稚園園長会
浜田市健康福祉部	

#### 4 構成員の守秘義務

協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。また、これに反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられます。

このことによって、守秘義務が明確化されたことで関係団体との連携がスムーズに行われることになりました。

#### 5 要保護児童対策地域協議会の調整機関

多くの関係機関から構成される地域協議会が効果的に効率良く機能するためには、運営の中心となる調整機関が必要となるため、子ども・子育て支援課にこの調整機関を置き、地域協議会に関する事務の総括や支援の実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整を行うこととしています。

### III 要保護児童対策地域協議会の運営

地域の中で子どもの虐待の認識の向上を図り、個別支援を継続的に実施できる体制を整備・維持していくためには、各関係機関の代表者レベルの理解が必要不可欠であり、そのために地域協議会は三層構造として運営を行います。

#### 1 代表者会議

各関係機関の代表者で構成される会議であり、地域協議会の円滑な運営、特に個別事例の支援に係る実務者会議や個別支援会議が円滑に行われるよう、環境の整備を図るための協議を行います。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

## 2 実務者会議

各関係機関の実務者により毎月開催し、ケースの定期的な状況の確認やフォロー等を行います。

- ① ケース進行管理台帳の定期的な見直し（主担当機関や援助方針等）
- ② 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった問題の検討
- ③ 要保護児童対策を推進するための活動内容の検討・推進
- ④ 地域協議会の活動について代表者会議への報告

## 3 個別ケース検討会議

関係者が現場で対応している子どもの虐待について、情報の共有を図り具体的の方針や役割分担を確認していく会議です。

- ① 要保護児童の状況の確認や問題点の把握
- ② 各関係機関からの支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 主担当機関の確認と、現場における援助方法や支援方法等の検討
- ⑤ 次回会議の確認

## IV 関係機関との連携

国内で、児童虐待が疑われる児童の死亡事故が続いて発生し、関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘され、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が通知されました。

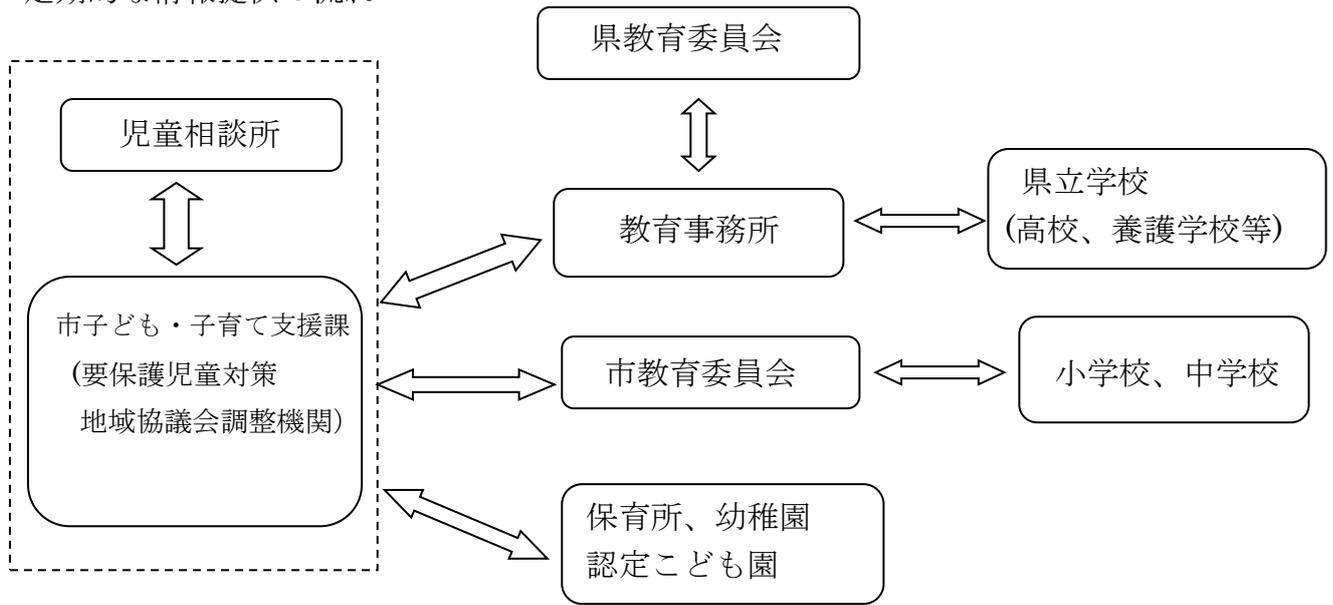
これは、地域協議会においてケース進行管理台帳に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児を対象として、おおむね1か月に1回を標準として、情報提供を行うこととされたものです。

このことにより、地域協議会の調整機関である子ども・子育て支援課から、22ページのフロー図のように関係機関へ提供依頼を行い、そして、関係機関は子ども・子育て支援課に毎月情報提供票による報告をすることとなります。

また、保育所、幼稚園、認定こども園は、子ども・子育て支援課から直接依頼を行うこととなりますので、毎月状況について情報提供票で報告することとなります。

地域協議会調整機関では、この情報を受けることにより学校等の関係機関と連携を密にとりながら、併せてケース進行管理台帳にかかる会議において、この情報も参考にしながら虐待の未然防止や早期発見に努めていくこととなります。

定期的な情報提供の流れ



身長及び体重を測られた月は、数値も併せてご記入いただきますようお願いいたします。

子ども情報定期連絡票

提出先

浜田市教育委員会・子ども・子育て支援課

ふりがな 氏名	男 女	学校・保育所（園）・幼稚園			問合せ先	期間 令和 年 3月まで
		年齢	生年月日	担当者	報告	

月	出欠状況 (出席日に○ 欠席日に×)							欠席理由等	特記事項 (外傷等、服装、情緒の変化、環境の変化などを含めて、日常生活の中で気になることを記載してください。)
4月	日	月	火	水	木	金	土	欠席連絡： 有 ・ 無 欠席連絡者続柄 ( )	身長          cm、体重          kg
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30					
5月	日	月	火	水	木	金	土	欠席連絡： 有 ・ 無 欠席連絡者続柄 ( )	身長          cm、体重          kg
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
6月	日	月	火	水	木	金	土	欠席連絡： 有 ・ 無 欠席連絡者続柄 ( )	身長          cm、体重          kg
	1	2	3	4	5	6	7		
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	9	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
29	30								
7月	日	月	火	水	木	金	土	欠席連絡： 有 ・ 無 欠席連絡者続柄 ( )	身長          cm、体重          kg
	6	7	8	9	10	11	12		
	13	14	15	16	17	18	19		
	20	21	22	23	24	25	26		
	27	28	29	30	31				

## 第4章 関係機関の協力と役割

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応、子どもや家庭に対する細やかな支援が重要となります。そのためには、それぞれの関係機関と連携を図り、各機関とのネットワークを構築して取り組む体制が必要となります。

また、子どもの虐待の未然防止から早期発見・早期対応、再発防止や見守り、自立に向けた支援など、関係するすべての機関が連携して子どもの安全を確保し支援することが重要となります。

そして、それぞれの機関が虐待への対応を組織的に行うために、組織における虐待対応マニュアルを作成し組織内の連携や対応、関係機関との連携向上につなげていくことが大切です。

### I 関係機関との連携

子どもの虐待を防止するためには、公的機関だけではなく民間の機関や団体など多くの機関が子どもの虐待に関する問題認識を共有したうえで、それぞれの機関がもつ機能を活かした取り組みや活動をすすめることが不可欠です。

特に、子どもや子育て家庭に関わる機関においては、活動のなかで特別な支援を必要とする家庭や子どもの虐待の早期発見に努め、適切な機関へ繋げていくことが大切です。

また、それぞれの機関の制度や機能を相互に理解し、「虐待かどうかわからないが、気にかかる子どもがいる」というレベルの相談や情報共有が行われるような関係作りこそが、未然防止や早期発見への重要なポイントとなります。

### II 関係機関における機能と役割

#### 1 浜田市（子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター）

子どもの虐待の急増により、緊急で高度な専門的対応が必要となっている一方で、育児不安や子育て相談などの多様なニーズに対しても支援が必要となってきています。そのため、子ども・子育て支援課を住民に最も身近な保健・福祉の支援を行う相談窓口にするとともに、併せて要保護児童対策地域協議会の調整機関を設置して、子どもや家庭に関する相談業務を行っています。

子ども・子育て支援課は、保育所や放課後児童クラブへの入所手続き、一時保育や病児・病後児保育の利用手続きなど、子どもに関する福祉サービスや子育て支援サービスの窓口となっており、就労している親の支援を行っています。また、児童手当の申請や、ひとり親家庭の支援としての児童扶養手当等の申請や就労支援、福祉資金の貸付等を行

い、子育て中の家庭への経済的な支援を行うとともに、児童家庭相談の窓口として養育に係る不安や悩みの相談を保健師等の専門職が受けています。

そして、母子保健活動として、母子手帳の発行や妊産婦及び新生児に関する相談、訪問指導、乳幼児健康診査、親への支援等を行っています。

#### ① 母子健康手帳の発行

この手帳の発行は、保健師とこれからお母さんになろうとする住民との最初の出会いとなります。このときの関わりで出産後の育児不安が心配される場合は、妊娠中から各種教室への参加を勧めるなど、支援とともに虐待の予防的な関わりを持っています。

#### ② こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)事業

生後4か月までの乳児期の虐待が多いことから、出産後の母親への支援や虐待の早期発見・未然防止のために、平成19年10月から開始している事業です。生後4か月までの乳児の家庭を訪問しており、浜田市の子育てサービスの紹介や予防接種、乳児健康診査の説明を行いながら、育児への不安や悩みを早期に解消することで虐待のリスクを軽減し、安心して楽しく育児ができる環境を整える支援を行っています。

#### ③ 乳幼児健康診査

乳幼児健診として、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査があります。健診では、子どもの発達チェックや疾病の早期発見のみでなく、子どもと親の関係を見ることで、虐待の未然防止や早期発見につなげます。さらに、気になる家庭には家庭訪問を行います。また、健診の未受診の家庭の中には、虐待の発生の可能性が高い場合があるため、受診勧奨や家庭訪問による子どもの確認に努めています。

#### ④ 養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、保健医療の連携に基づく情報提供などにより、養育支援を特に必要とする家庭について家庭訪問を行い、必要なサービスを導入しながら専門的支援を行います。

保護者と子どもが気軽に利用できる子育て世代包括支援センター「すくすく」では、子育てに係る諸機関の拠点となるよう研修会の実施や情報提供を行っています。また、ファミリーサポートセンターでは、さまざまな保育ニーズへの対応を行いながら、子育ての支援を行っています。

子どもの虐待の背景には経済的な問題や夫婦関係の問題、家族関係の問題など複数の問題が絡み合っていることが多く、支援の開始や継続的な関わりのために複数の担当部

署が役割分担を行いながら進めていくことが大切となります。そのため、子どもや家庭に接点のある部署である教育委員会、生活保護担当、医療担当、障がい者福祉担当、高齢者福祉担当等の窓口と連携を図りながら、必要な支援や保健・医療・福祉サービス等を必要な時に活用できるように、子どもの虐待に対して共通認識を持ち未然防止が図られるように努めています。

## 2 浜田児童相談所

児童相談所は子どもや家庭についてあらゆる相談を受ける専門機関で、子どもの虐待等の対応は子どもの相談窓口が担当し、配偶者からのDV防止法にかかる相談の対応は女性相談の窓口が担当し、必要に応じて連携を図っています。

平成 17 年の児童福祉法の改正で市町村が児童家庭相談窓口として明確化されました。これにより、児童福祉司や児童心理司、児童指導員等の専門職員を配置し、子どもの福祉を図りその権利を擁護することを目的とする児童相談所においては、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的なケア等の専門的な知識や技術を必要とする事例を担うこととなりました。

### (1) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、情報提供、個別事例対応への援助、虐待への体制整備に関する助言や研修等を行います。

### (2) 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じます。そして、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判断（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自らまたは関係機関等と連携し、子どもの援助を行います。

### (3) 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

### (4) 措置機能

子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託する等の措置を行います。

## 3 保育所

保育所は、保護者の委託を受けて保育を必要とする乳児または幼児を保育することを目的として設置され、入所児童の保護者だけではなく地域住民に対して保育の情報を提供したり、乳幼児等の保育に関する相談や助言も行っています。

保育所は毎日、長時間にわたって子どもに接するだけではなく、子どもの送迎の際に

保護者と出合い関わることができる場所です。長期にわたる子どもや保護者との関係の中から、親子の表情や態度等の微妙な変化にも気づきやすい立場にあり、乳幼児期の虐待の早期発見にとって重要な場所でもあります。

虐待の疑いのある子どもの早期発見とその子どもや家族への適切な対応をとるためには、支援を行う保育所や保育士と子どもや保護者との信頼関係が大切となります。そして、虐待の疑いのある子どもを発見したら、まず、市町村や児童相談所に通告・相談します。その後、日常の保育活動を通じて把握している情報や記録、写真などを整理して情報提供し、関係機関と連携してチームで支援していくことを確認し、保育所で行う役割分担に基づいて子どもと保護者の支援を行います。

#### 4 幼稚園、小中学校、高校

幼稚園や学校等では、日中に子どもと接しているため、子どもからのサインに気がつきやすい環境にあります。毎日子どもと一緒に過ごし、保護者とも関わりをもつ機会のある教師は、「最近、おかしいな」と思ったときは虐待の危険性を想定して動くことが必要です。

そして、虐待が疑われた場合には、担任個人として動くのではなく、子どもを守る専門機関として動く必要があることから、組織として子どもの情報を得るために、管理職や学年主任、生徒指導、兄弟姉妹の担任、養護教諭等関係する職員が参加して協議を行い、判断や方針を決めていく必要があります。

その結果、虐待の疑いが認められた場合には教育委員会や子ども・子育て支援課、児童相談所などに通告・相談の連絡を行い、学校等だけでなく関係機関との連携を早期に図ることが重要となります。また、会議の内容や子どもに関する情報や会話等も、具体的に記録として残しておく必要があります。

虐待が疑われたら、組織として対応できるよう日頃から児童虐待についての共通理解が必要であり、関係者の役割分担や組織全体の体制整備等を行っておく必要があります。

平成22年3月に文部科学省と厚生労働省から「情報提供に係る指針」が出されました。これは、関係機関が関わりながら児童虐待の死亡事故を防ぐことができなかったことから、市町村の地域協議会調整機関は、管理しているケース管理台帳の子どもについて関係機関から情報提供を求めることとなりました。

このことにより、幼稚園や学校等は毎月子どもの欠席状況等を報告することで、関係機関との連携を細かく図ることとなり、早期発見により努めることとなりました。

(22 ページ参照)

## 5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に小学校の専用スペース等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとされています。

そして、放課後児童クラブの支援員の活動として、児童虐待の早期発見に努め、福祉的介入が必要なケースについては関係機関と連携して対応することとされています。

放課後児童クラブでは、子どもたちは朝からの学校生活の緊張感から開放され、教室とは違う表情を見せることがあり、担任とは違った関わりを支援員に求めてきたり話をすることがあります。また、送迎をする家庭では毎日保護者と顔を合わせることであり、保護者も支援員に対して担任とは違う対応をとることがあるため、支援員は子どもや親の出すサインを見つけやすい立場にあります。

そのため、子どもへの虐待が疑われた場合には、複数の支援員で確認を行い、併せて記録も正確に残しておく必要があります。そして、放課後児童クラブの多くが小学校内に設置されていることから、小学校との連携及び情報共有は必要不可欠ですが、放課後児童クラブの設置主体である市町村へ通告・相談を行い、対応方針や関係機関との連携に努める必要があります。

## 6 警察

子どもの泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が長時間にわたり聞こえる、子どもが怒られて叩かれている場面に遭遇した、子どもが怒られて屋外に閉め出されている、朝から暗くなるまで長時間公園で過ごしていることが多いなど、このような子どもを発見した場合には、地域の住民は子どもの虐待を心配して警察に連絡をすることがあります。そして、連絡を受けた警察では、生活安全課を中心として、子どもの安全確認と安全確保を最優先に対応を行うこととなります。

警察では、このような場合に備えて、地域協議会の実務者会議やケース検討会議への参加、子育て世代包括支援センターとの情報共有の会議等に積極的に参加し、養育に心配のある家庭や問題の多い家庭の状況について関係機関と定期的に情報交換を行うとともに、家庭状況の変化や問題発生の際には迅速に情報収集を行う必要があります。

また、子どもの虐待に関係する多くの機関が、家庭に介入しながら家族支援を行い、子どもと親の関係を保つ関わりを行なう中で、警察は、児童の状況等により刑事司法の役割を担うこともあり、その場合には他の機関とは対応が異なります。

虐待を受けているかもしれない子どもの安全確認、また、緊急を要するような場合における子どもの安全確保が適切に行えるよう、関係機関と連携を図り情報共有を行うことが重要となり、それが子どもの安全・安心につながります。

## 7 医療機関

日々の診療や健診を通して子育て中の家庭と接点のある医療機関は、子どもの虐待の早期発見や対応において、重要な役割を担っています。

かかりつけ医である小児科医や歯科医や産婦人科医は、兄弟姉妹を含めた子どもの診察や健診をすることが多く、保護者とも長期間の付き合いとなることから、子どもの変化や家庭の変化を早期に発見することができます。

不自然な病気や外傷などの場合、虐待を想定して診断・治療を行うこととなりますが、虐待は様々な問題が絡んで繰り返し発生することから、子どもの安全確保や今後の家庭の自立支援のためには、関係機関との連携が必要不可欠となってきます。

医療機関から児童相談所や地域協議会の調整機関である市町村への早い通告により、関係機関が情報共有して方針や役割分担を確認することができ、多くの支援の手が早い段階で入ることが可能となります。そして、医療機関は地域協議会の関係機関や直接支援を行う機関に対して、医学的な情報や判断の提供、医学的アドバイスを行うことが望まれます。

医療機関から市への情報提供については「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成16年3月10日付雇児総発第0310001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づく情報提供を行った医療機関は診療情報提供料として診療報酬上の算定ができるようになっています。

平成28年児童福祉法等改正法において、支援を要する妊婦、子ども及びその保護者に日ごろから接する機会の多い医療機関等が、これらの者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされました。併せて、これらの情報提供は、法律の規定に基づくものであり刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないとされています。（児童福祉法第21条の10の5第1項及び第2項）

また、地方公共団体の機関に加え、子どもの医療、福祉、又は教育に関係する民間機関や子どもの医療、福祉、又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、児童相談所長等から子ども虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされました。（児童虐待防止法第13条の4）

## 第5章 子どもの虐待の防止に向けての地域の役割

子どもの虐待は家庭という密室で起こり、虐待を行っているのが保護者であり、その被害者が子どもであるため見逃されてしまいがちで、最近では、通告や相談があった時にはすでに重篤な状態になっていることが多く、痛ましい事件として報道されることが少なくありません。

子どもが深刻な被害を受ける前に、訴えることをしない子どもや保護者に気づき支援ができるのは、関係機関だけではありません。子どもが生活している地域であり、子どもたちの身近にいる地域住民の一人ひとりが発見者であり支援者です。子どもにかかわる関係者だけが虐待防止の援助をしていくのではなく、日常の生活の中で、地域の人が一人ひとりの子どもに関心を持って関わっていくことで、「なんだかいつもと様子が変わる」と気づき、関係者へ心配だから知らせておこうという行動につながっていきます。この意識が、子どもへの虐待を早期に発見し、重篤・深刻化を防ぐこととなります。

虐待を受けた子どもは、最も親密で信頼する関係である保護者から、自らの存在を否定するような扱いを受けることで、自分自身を否定し自分の感情を閉じ込めたまま成長し、人間関係を作れないまま大人になっていきます。このことは、子どもが大人になって自立した生活を送る際にも影響を及ぼすこととなります。

これを防ぐために、子育ての中で発生する不安感や悩み、社会からの孤立感、家庭内の問題等を抱えている保護者を早く見つけることが大切です。保護者が、虐待に至るまでの時点で地域と関係を持ち、つながりを持つことで、子育てについての悩みなどを気軽に相談できる場や助言を得ることができ、必要とする子育てサービスの利用に結びついていくことにもつながっていきます。

子どもへの虐待が疑われる、または、発生したときには、多くの関係機関が支援のために情報を持ち寄りケース検討会議を行います。そして、それぞれの機関が情報共有しながら役割分担をして、子どもを支援していきます。

しかし、支援には子どもが通っている保育所や学校等の身近な関係機関でできることと、毎日生活している地域でしかできないことがあります。子育て中の家族が子育てを楽しく感じて生活していくことができるよう、地域での支援や気づきが、子ども虐待の未然防止や早期発見において非常に重要となります。



**參 考 資 料**

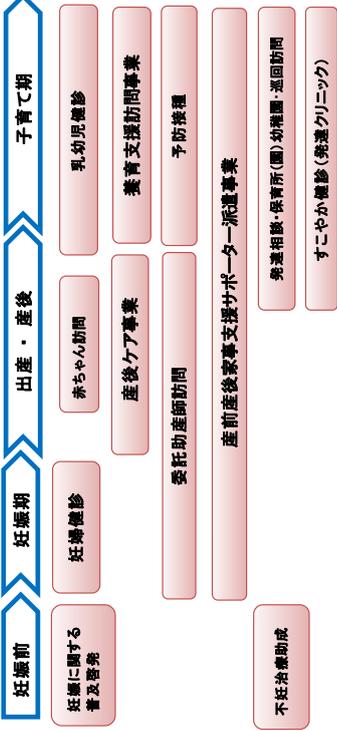
# 浜田市の子ども家庭支援体制

## 浜田市子育て世代包括支援センター「すくすく」(R4.4~野原町に新業移転)

保健師、看護師、助産師、栄養士等の専門職により、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供し、妊娠前から子育て期にわたる総合的な相談及び支援を行う。

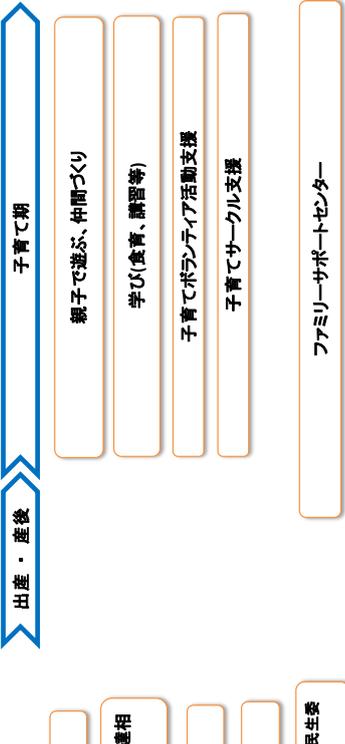
### 浜田市子育て世代包括支援センター(母子保健サービス)

【役割】妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない総合相談支援の実施  
 【機能】①妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握  
 ②支援プランの策定、必要な支援の調整とサービスの提供  
 ③保健医療機関・福祉関係機関との連絡調整



### 浜田市子育て支援センター(地域子育て支援拠点)

【役割】交流を通じて子育ての不安感、負担感、孤独感を軽減する  
 【機能】①親子が気軽に集い、交流できる場の提供  
 ②遊びや体験の機会の充実



### 浜田市子ども家庭総合支援拠点 (R4.4~本庁子ども・子育て支援課(子ども家庭相談係)に設置)

●平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点の設置に努めることとされた。

【役割】要支援・要保護児童とその家族及び特定妊婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う。

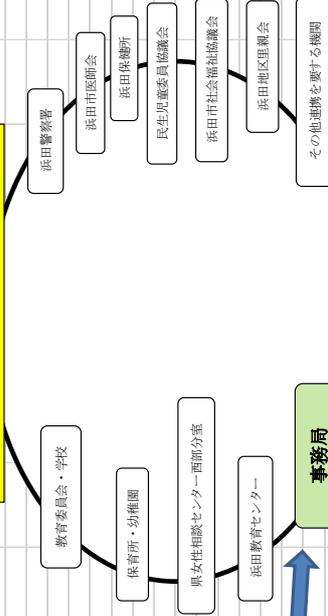
【業務内容】

- ①子どもの家庭支援全般に係る業務➡「浜田市子育て世代包括支援センター」が担当
  - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ②要支援児童、要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務
  - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導指図書を受けて市町村が行う指導
- ③関係機関との連絡調整➡**要保護児童対策協議会(事務局)**
  - ・支援拠点が調整機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携、協働の体制を推進
- ④その他必要な支援
  - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援など
- ⑤女性相談に関すること

### 児童相談所から市へ移行される業務

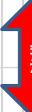
- ①中度虐待部分(市主導で対応可能と判断されたもの)への対応
- ②保護者及び児童への面接による支援
- ③虐待の予防強化
- ④シヨートステイの利用促進
- ⑤児童相談所からの送致ケースへの対応

### 要保護児童対策協議会



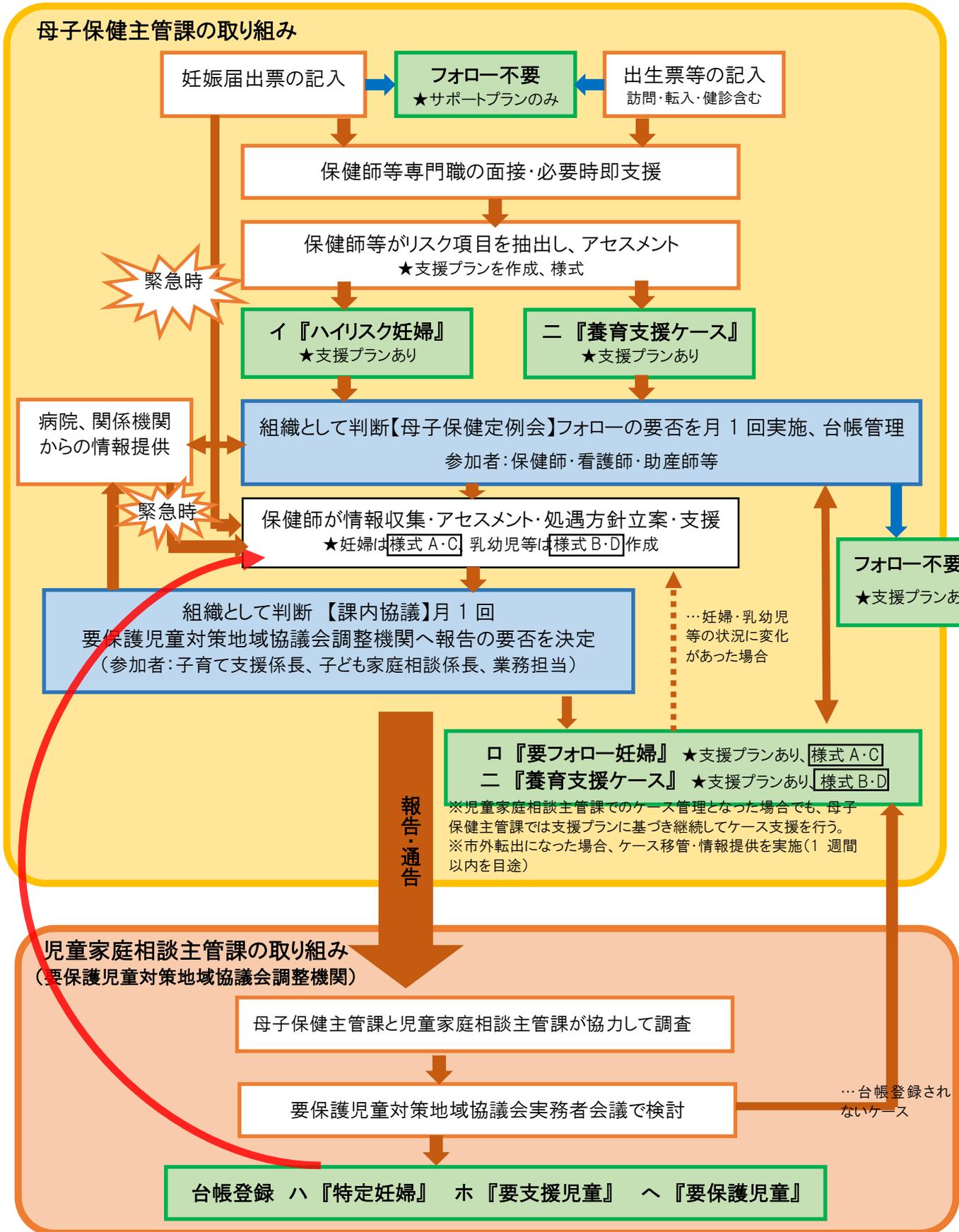
### 事務局

### 浜田児童相談所



支援を要する妊婦・乳幼児等の把握・支援のフロー図

浜田市



**【解説】**

- ➡ 支援を要す
- ➡ 支援不要
- ⋯➡ 変化が生じた場合
- 用語定義あり
- 組織判断
- 状況説明

## ア. 用語の定義

医療・保健・福祉機関間で「支援を要する妊婦・乳幼児等」について共通の認識を持つことが重要であるため、下記の通り定義した。

	用語の定義	様式	支援プラン
イ 『ハイリスク妊婦』	母子保健主管課において妊娠届出票やアンケート、専門職等の面接と支援履歴の確認、医療機関等からの情報提供等をもとに、母子支援定例会で検討するまでの妊婦。	—	有
ロ 『要フォロー妊婦』	母子保健主管課において『ハイリスク妊婦』をアセスメントし、母子支援定例会で判断した結果、母子保健主管課等によるフォロー継続とした妊婦	—	有
	要保護児童対策地域協議会調整機関(以下「協議会調整機関」)に報告し、要保護児童対策地域協議会実務者会議(以下「実務者会議」)で検討の結果、台帳に登録しないこととなった妊婦	A・C	有
ハ 『特定妊婦』	母子保健主管課において、『ハイリスク妊婦』をアセスメントし、組織として判断した結果、協議会調整機関に報告することとし、実務者会議で検討の結果、『特定妊婦※』として台帳に登録、進捗管理することとなった妊婦  ※出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)	A・C	有

	用語の定義	様式	支援プラン
ニ 『養育支援ケース』	母子支援定例会で判断した結果、母子保健主管課等によるフォロー継続とした乳幼児等	—	有
	母子保健主管課において、ホ・ヘに該当せず、個別支援ファイル(2号様式)で継続的に支援を必要とする乳幼児等	B・D	有
	特定妊婦であったが、産後、ホ・ヘに該当しない乳幼児等	A・C B・D	有
ホ 『要支援児童』	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(協議会調整機関で台帳登録がある児童)  ※(児童福祉法第6条の3第5項)	B・D	有
ヘ 『要保護児童』	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められてる児童(協議会調整機関で台帳登録がある児童)  ※(児童福祉法第6条の3第8項)	B・D	有

浜田市版 特定妊婦リスクアセスメントシート

妊婦氏名 (S・H 年 月 日) 初産 ・ 第 子

出産予定日 ( )

★は 1つでも該当あれば、特定妊婦とする

出産医療機関 ( )

※「特定妊婦」：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

作成日 ( ) 記入者 ( )

要因	チェック欄			リ ス ク 項 目
	妊婦	パートナー	不明	
生活歴 (A)				①保護者自身に被虐待歴・DV歴・自殺未遂あり
				②子供への虐待歴あり
				③死亡したきょうだいがいる（死産や突然死歴）
	★			④きょうだいが要保護等家庭である：現在の管理段階（ ）
				⑤きょうだいに障がいや重い疾病がある
妊娠に関する要因 (B)	★			①今回の妊娠が18歳未満
				②第1子妊娠時10代
				③妊娠届出が遅い（妊娠20週以降）
				④妊婦健診未、中断がある、飛び込み出産歴がある、自宅出産歴
				⑤望まない妊娠、またはそれを繰り返している
				⑥多胎妊娠である
				⑦外国人の母子
				⑧4子以上
心身の健康等 要因 (C)	★			①精神疾患等がある（以前に産後うつ病等、精神科の薬を内服中、既往歴を含む）
				②知的障がい（疑い含む）があり、かつ産後の育児協力者が不十分
				③不眠や食欲不振、アルコール、薬物、タバコ等の嗜癖や極端な潔癖症がある
社会的経済的 要因 (D)				①不安定就労、無職等がある
家庭環境 要因 (E)				①ひとり親・未婚
				②内縁者や同居人がいる家庭、連れ子がいる再婚である
				③家の中が不衛生
妊婦の行動、 態度 (F)				①話の受け答えが要領を得ない
				②育児に対する不安やストレスが高い（保護者が未熟等）
				③こだわりや、子供への異常な執着
				④性格が攻撃的・衝動的である
その他 (G)				①上記に該当しない気になる言動や背景、環境がある [ ]

	チェック欄	支援者等の状況
支援者		・夫婦不和
		・パートナーや祖父母等身近な支援者がいない、親族と対立している
		・近隣や地域から孤立している家庭
関係機関 等		・保健センター等の関係機関の関わりを拒否する
		・情報提供の同意が得られない

## 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日号外法律第 82 号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### （児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### （国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2～6（省略）

## 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて

て第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

### （児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### （児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### （通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

#### **(児童虐待を行った保護者に対する指導等)**

第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために

必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
  - 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
  - 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6～7 (省略)

#### (施設入所等の措置の解除等)

- 第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。
- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
  - 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
  - 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

- 第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### (児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・

保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

#### **（資料又は情報の提供）**

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### **（親権の行使に関する配慮等）**

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

#### **（親権の喪失の制度の適切な運用）**

第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

## 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）抜粋

### 〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

### 〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### 〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 〔保護者の支援〕

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

### 〔支援業務の適切な実施〕

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### 〔市町村が行う業務〕

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

#### 〔支援を行うための拠点の整備〕

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

#### 〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
  - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及

び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1)～(5) (省略)

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組（第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。）により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③～1 (省略)

#### 〔市町村への情報の提供〕

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### 〔福祉事務所等への通告〕

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### 〔要保護児童対策地域協議会の設置〕

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項におい

て同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

#### 〔資料又は情報の提供等の協力〕

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

#### 〔協議会の定める事項〕

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 〔秘密を守る義務〕

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各

号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

#### 〔児童の状況の把握〕

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

#### 〔要保護児童等に対する措置〕

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 三 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

#### ② （省略）

#### 〔児童相談所長の措置〕

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定す

る一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。

四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

五 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

六 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

#### 〔都道府県の措置〕

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所

させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

#### 〔保護者からの隔離措置〕

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

②～1 （省略）

#### 〔立入調査〕

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求が

あつたときは、これを提示させなければならない。

#### 〔児童の同居届出〕

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

#### 〔一時保護〕

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤～1 （省略）

#### 〔児童自立生活援助の実施〕

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における満二十歳未満義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その満二十歳未満義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

- ② 満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合におい

て、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、満二十歳未満義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

- ③ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- ④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- ⑤ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。
- ⑥ 第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

#### 〔児童相談所長による特別養子適格の確認の請求〕

第三十三条の六の二 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。

- ② 児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によって養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百十七条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

#### 〔児童相談所長の特別養子適格の確認の審判事件の手続への参加〕

第三十三条の六の三 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

- ② 前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

#### 〔児童相談所長の親権喪失の審判等の請求〕

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める

者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

**〔児童相談所長の未成年後見人選任の請求〕**

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

## 浜田市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

浜田市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成18年浜田市内規)の全部を改正する。

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見及び適切な保護又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、浜田市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議又は調査等を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援に関すること。
- (3) 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) その他要保護児童等の対策に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、別表に掲げる行政機関若しくは法人又は児童福祉に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

第6条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をもって組織する。

(代表者会議)

第 7 条 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。
- (2) 協議会の活動状況の評価及び運営方針の協議に関すること。
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

3 代表者会議は、必要に応じて開催する。

4 代表者会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

6 会長は、特に必要があると認めるときは、代表者会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(実務者会議)

第 8 条 実務者会議は、実際に活動する実務者を委員として組織し、実務者の知識及び経験を要保護児童等に対する支援の内容に反映させるため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認及び援助方針の見直し等に関すること。
- (2) 定例的な情報交換及び検討会議で課題となった点の更なる検討に関すること。
- (3) 要保護児童の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針の策定に関すること。
- (6) 代表者会議への報告に関すること。
- (7) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。

3 実務者会議は、公開しない。

(個別ケース検討会議)

第 9 条 個別ケース検討会議は、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断に関すること。
- (2) 要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (3) 支援の経過報告並びにその評価及び新たな情報の共有に関すること。
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。

- (5) ケースの主担当機関及びキーパーソン（主たる援助者）の決定に関すること。
  - (6) 実際の援助、支援方法及び支援スケジュール（支援計画）の検討に関すること。
  - (7) 次回会議（評価及び検討）の確認に関すること。
  - (8) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、主宰する。
  - 3 個別ケース検討会議への出席について、必要があると認めるときは、協議会に属していない機関等に協力を求めることができる。
  - 4 個別ケース検討会議は、公開しない。

（守秘義務）

第 10 条 協議会の委員は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員であった者及び求めに応じて会議に出席した者も同様とする。

（要保護児童対策調整機関）

第 11 条 市長は、法第 25 条の 2 第 4 項の規定により、要保護児童対策調整機関として、浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課を指定する。

（要保護児童対策調整機関の業務）

第 12 条 法第 25 条の 2 第 5 項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会に関する事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。

（庶務）

第 13 条 協議会の庶務は、健康福祉部子ども・子育て支援課において処理する。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の浜田市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定によりなされた委員の委嘱又は任命並びに会長及び副会長の互選その他組織の運営等に関する行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 委員の任期満了後最初に開かれる代表者会議は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
関係行政機関（法第25条の5第1号該当）	島根県女性相談センター西部分室
	松江地方法務局浜田支局
	浜田児童相談所
	浜田保健所
	浜田教育センター
	浜田警察署
	浜田市健康福祉部
	浜田市教育委員会
関係法人（法第25条の5第2号該当）	浜田市医師会
	浜田医療センター
	浜田江津歯科医師会
	浜田市社会福祉協議会
関係団体（法第25条の5第3号該当）	法テラス浜田法律事務所
	浜田市民生児童委員協議会
	浜田市校長会
	浜田市保育連盟
	浜田市公立幼稚園園長会
	障害者団体
	浜田地区里親会

要保護児童ケース 管理表シート

1	児童氏名 <small>性別</small>	生年月日	年齢	認定日	虐待種別等	重症度	虐待者	要保護等特記	令和 年 月 日 最初の主治	支援方針	前回状況 (前回の状況・方針)	現状況 (今回までの状況変化)	会議結果	主担 担当	
															〇〇校区 (児相・市 主担)
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

## 虐待が疑われる子どもを発見したら

- 浜田市役所 子ども・子育て支援課（子ども家庭相談係）  
TEL 0855-25-9331  
月～金／8：30～17：15 祝日、年末年始を除く
- 浜田児童相談所  
TEL 0855-28-3560  
【通常（相談）】月～金／8：30～17：15 祝日、年末年始を除く  
【緊急時】いつでも受け付けます  
\*189からもつながります

### 【緊急時】

- 浜田警察署 TEL 110番  
（例）目の前で子どもが怒られて叩かれているとき  
子どもの泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が聞こえるとき  
子どもが怒られて屋外に閉め出されているときなど
- 浜田消防署 TEL 119番  
（例）重篤なけがや衰弱、子どもの命が危ぶまれるとき

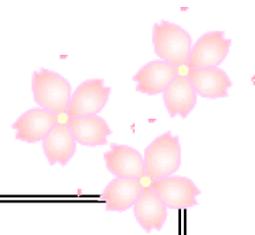
### 【相談（通告）】

- 児童相談所虐待対応ダイヤル  
TEL189（いちはやく）通話料無料

通告者や相談内容の  
秘密は守られます



\*お住まいの地域の児童相談所につながります



# 子ども虐待防止対応マニュアル

## ～すこやかに育つために～

平成 22 年 7 月発行

平成 27 年 3 月改訂

令和 5 年 1 月改訂

浜田市要保護児童対策地域協議会

(浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課子ども家庭相談係)